

福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）
（再生可能エネルギー等事業化実証研究支援事業）
交付規程

（目的）

第1条 この規程は、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）交付要綱（20170120財資第12号。以下「交付要綱」という。）第26条第1項に基づき、福島県知事（以下「知事」という。）が行う、福島県再生可能エネルギー等導入促進支援事業費（再生可能エネルギーに係るもの）（再生可能エネルギー等事業化実証研究支援事業）（以下「補助金」という。）の交付の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 知事が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに交付要綱並びに福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この規程による。

（交付の対象）

第3条 知事は、民間事業者、非営利民間団体及び地方公共団体等（以下「事業者」という。）が策定した「実施計画書」が、別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該実施計画書に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付の対象としない。

2 交付の対象となる補助事業は、再生可能エネルギー等関連技術分野の実証研究事業とし、補助対象経費の区分は、別表1のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助対象経費の経費区分ごとに別表2に掲げる補助率を乗じた額の合計（ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする）とし、かつ、同表に掲げる上限額以内とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業者は、知事に対し、様式第1による補助金交付申請書（正本1通及び副本1通）に実施計画書及びその他知事が指示する書類を添付して、知事が指示する期日までに提出しなければならない。

2 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た

金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに補助金の交付の決定を行い、様式第2による指令書により事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 前条第1項の規定による補助金交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

5 知事は、補助金の交付が適当でないとして認めるときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、第6条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、帳簿及び証拠書類を整備し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業が完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的な補助目的に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

ウ 補助対象経費の20パーセント以内の減額

二 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内で変更する場合を除く。

三 補助事業の全部若しくは一部を他に継承しようとするとき。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項に基づく変更（中止・廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更（中止・廃止）の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者へ通知するものとする。
- 3 知事は前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（事故の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第5による事故報告書を知事に提出し、指示を受けなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 知事が第17条第1項に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

- 三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、福島県財務規則に基づき知事が会計管理者に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（契約等）

第12条 補助事業者は、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負

わせ、又は委託してはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約によることができる。
- 3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第1－8号に準じて届出書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 5 補助事業者は、第2項又は第3項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 6 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 7 第2項から第6項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（概算払）

- 第13条 知事は必要があると認めるときは、交付決定を行った額（第9条の規定により事業の変更等の承認を受けた場合は、その変更後の額）の8割に相当する額を限度として、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第6による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第14条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況を様式第7による実施状況報告書により、知事が指示する期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じなければならない。

（実績報告）

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が2月末日までに終了しない見込みのときは、2月末日までに、様式第

- 9による補助事業年度末実績報告書（正本1通及び副本1通）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（補助事業の承継）

第16条 補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を承継して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 知事は、第15条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に速やかに通知するものとする。

2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額）とのいずれか低い額の合計額とする。

3 補助事業者は、知事が補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、知事の指示に従って、その超える部分の補助金を返還しなければならない。

4 知事は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

- 一 返還すべき補助金の額
- 二 延滞金に関する事項
- 三 納期日

5 知事は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第11による返還報告書を提出させるものとする。

6 知事は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

7 知事は、補助事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は当該調査の実施に必要な処置を講じるものとする。

（補助金の支払）

第18条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第13による消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

3 第17条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合において準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第9条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助事業者が法令、交付要綱、本規程又は本規程に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

二 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 前項の規定は、第17条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

5 知事は、前項の返還を請求したときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第4項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第4項から同条第6項の規定を準用する。この場合において、第17条第5項中「様式第11」とあるのは、「様式第14」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

第21条 知事は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 知事は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22条 知事は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第23条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第15による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第15による取得財産等管理台帳を第15条第1項に定める実績報告書に添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入額、又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を福島県に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第24条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、様式第16による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助金調書)

第26条 補助事業者が地方公共団体にあつては、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第17による調書を作成しなければならない。

(実施結果の事業化及び報告)

第27条 事業者等は、補助事業の成果の事業化に努力しなければならない。

2 事業者等は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化状況について、様式第18を知事に提出しなければならない。

3 事業者等は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第28条 事業者等は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第2項の事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表等)

第29条 知事は、補助事業が完了したときは、事業者等にその成果を発表させることができる。

2 知事は、事業者等に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法(昭和34年法律第121号)第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第30条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(収益納付)

第31条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した事業者等が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により相当の収益が生じたと認めるときは事業者等に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を福島県に納付させることができる。

2 前項に基づく納付は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）実施計画書の要件

【事業化実証研究関係】

- 一 市場ニーズがあり、本事業の成果をもとに、ビジネスとして展開できる見通しがあること。
- 二 提案された技術・方法に革新性、優位性があり、再生可能エネルギー等関連技術に対する外部波及性が大きいこと。
- 三 事業化に向けての計画（道筋、取組）が、関係者との連携、開発計画、販売計画等、具体的であり、かつ、その内容が妥当であること。
- 四 資金調達先、方法について具体的に記載し、計画に妥当性があること。
- 五 福島県内の再生可能エネルギー等普及や関連産業の育成・集積につながることを期待されること。

【事業化可能性調査関係】

- 一 事業の必要性及び目的・目標に妥当性があること。
- 二 事業内容及び方法に妥当性があること。
- 三 調査の基礎となる技術に優位性があること。
- 四 事業を実施するにあたり、資金、人材等の経営資源が十分に備わっていること。
- 五 事業実施後の展開、事業化計画に妥当性があること。

別表1（第3条関係）補助対象経費

【事業化実証研究関係】

区分	内容
人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費（実証研究に直接従事する者に限る。事務処理等にかかる人件費は対象外。）
施設工事費	実証研究を行うために不可欠で最低限必要な施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の整備又は改修に要する経費（土地の造成費用、既存建物解体費、既存設備の撤去費、外構工事費その他施設本体に直接関係のない工事費を除く。）及び既存設備の移設に必要な経費（実証研究を行うために不可欠で最低限必要な既存設備であって、新規に導入する設備を合わせて使用する必要がある設備の移設で、移設に係る経費が、既存設備と同じ設備を新たに導入するより経済的である場合に限る。）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な消耗品の購入に要する経費。
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費 （例）機械装置や工具器具部品の設計、製造、改造、修繕又は据付け、コンピュータープログラムの開発・改修、試料の製造等
委託費※	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委任して行わせるために必要な経費 （例）試験・評価、知的財産権先行調査、弁理士費用、市場調査等実用化・事業化開発に必要な調査等の委託等
諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもので、特に当該事業の実施に必要であると認められるもの（ただし、旅費、会議費、謝金、印刷製本費及び補助員人件費などは対象となりません）。 （例）光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合）

※委託費については、全対象経費の30パーセント以下であることが必要。

【事業化可能性調査関係】

区分	内容
委託費	大学や公設試験研究機関等との共同研究、先行技術調査、市場調査等、事業の一部を委託する場合に要する経費（特許印紙代等を除く）
外注費	事業に必要な試作、試験・分析・検査等を外注する場合に要する経費
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
諸経費	他のいずれの区分にも属さないもので、特に事業の実施に必要であると認められる経費（謝金、旅費、印刷製本費、光熱水料（専用のメータの検針により事業に使用した料金が算出できる場合に限る）等）

※調査のために必要な機器・設備等の購入・製作に要する経費、補助事業者において調査事業に従事

する者の人件費は、補助対象経費とはならない。

※委託費・外注費については、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理は補助事業者自身が行い、当該業務を第三者へ委託・外注してはならない。

別表2（第4条関係） 補助率及び補助上限額

	補助率	補助上限額
事業化実証研究	2/3以内（※）	3億円
事業化可能性調査	2/3以内	500万円

※事業化実証研究において、県内大学が共同提案者として共同で研究を行う場合は、県内大学の補助対象経費の補助率は10/10以内を適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき